

変更手続きの流れ



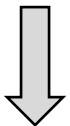
変更したい内容をご相談ください。

地域療育センターあおば担当ソーシャルワーカー（相談支援専門員）と面談や電話でサービス等利用計画・障害児支援利用計画書に基づいたサービスが遂行されているか、変更後の計画に問題がないか等を確認します。モニタリング実施月の場合は相談支援専門員がモニタリング報告書を作成し、区役所に提出します。

地域療育センターあおば担当者へ連絡



週間スケジュール等をあおばへ提出



地域療育センターあおばから管轄区役所へ連絡

区役所へ電話

青葉区子ども家庭支援課 Tel045(978)2457

日数変更・曜日変更・保育所等訪問支援事業追加等の変更する項目と内容をお伝えください。受給者証の再発行が必要になる場合があります。

受給者証の再発行が必要な場合
区役所へ申請書を提出



再交付された受給者証を受け取る



サービス提供事業所との契約

提出書類：サービス等利用計画・障害児支援利用計画書など

再発行された場合は届いた受給者証を相談支援事業所（地域療育センターあおば管理課）へ提出



サービス利用開始



モニタリング

サービス等利用計画・障害児支援利用計画書に基づいて、サービス提供がされているか、計画に問題がないか確認します。福祉サービスに関することや不安や疑問などもご相談に応じます。



サービスの継続・変更・終了

相談支援事業所（地域療育センターあおば・管理課）への提出がないとサービスの利用が開始できません。

受給者証がお手元に届き次第、あおばにお持ちください。